

## 府中市自然環境調査員会議実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、府中市自然環境調査員会議(以下「調査員会議」という。)が、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 調査員会議は、次の各号に掲げる事項について自然環境調査員が意見交換等をする。

(1) 市内の動植物の生息状況その他の自然環境の把握に関すること。

(2) 自然環境及び生物多様性の保全のための普及活動に関すること。

(組織)

第3 調査員会議は、市長が依頼する自然環境調査員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5 調査員会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

(1) 会長は調査員会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 調査員会議の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、運営について必要な事項は別に定める。

第8 調査員会議の事務局を、府中市生活環境部環境政策課に置く。

付 則

1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。